

第9期

石狩市分別収集計画

令和元年6月

北海道石狩市

目 次

1. 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
4. 対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・・・・・ P 2
（法第8条第2項第1号）
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項・・・・ P 3
（法第8条第2項第2号）
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装・・・・ P 4
廃棄物の収集に係る分別の区分
（法第8条第2項第3号）
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと・・・・ P 5
の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で
定める物の量の見込み
（法第8条第2項第4号）
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと・・・・ P 6
の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で
定める物の量の見込みの算定方法
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
（法第8条第2項第5号）
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・ P 7
（法第8条第2項第6号）
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・・ P 7

石狩市分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境を創造するためには、今日の生活発展に伴う物の大量生産、大量消費、大量廃棄など、生活様式の多様化により構築された物質面での豊かさのライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理に向け積極的にとり進めていく必要があります。そのためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場を理解し、その役割を認識し履行していくことが重要である。

本市は一般廃棄物処理施設の北石狩衛生センターにおいて、最終処分場の延命化と、将来の最終処分場確保や資源保護問題に対処することを目的とし、リサイクル施設を平成12年4月から稼働しているが、循環型社会形成の必要性や資源の有限性を踏まえ、さらには市民の分別意識高揚、PRの徹底を図り資源物の回収率を高める取組を推進していくことが必要である。

このような状況のなか、本計画は一般廃棄物の重量比で約2～3割を占めるといわれている容器包装廃棄物を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づき分別収集し、また地域における4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、廃棄物全体の量を削減する目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方法を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化や資源の有効利用が図られるとともに、循環型社会の形成を目指すものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみ排出量の抑制、循環型社会の形成をすすめる。
- ・市民参加の資源リサイクル運動をすすめる。
- ・関係者が一体となった取組による環境負荷の低減をすすめる。

3. 計画期間

本計画での計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4. 対象品目

本計画では容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	2,729 t	2,699 t	2,671 t	2,643 t	2,612 t

(内訳)

品目ごとの排出量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スチール製容器	137 t	135 t	134 t	132 t	131 t
アルミ製容器	141 t	140 t	138 t	137 t	135 t
無色のガラス製容器	177 t	176 t	174 t	172 t	170 t
茶色のガラス製容器	210 t	208 t	206 t	204 t	202 t
その他の色のガラス製容器	128 t	126 t	125 t	124 t	122 t
飲料用紙製容器包装	25 t	24 t	24 t	24 t	23 t
段ボール	757 t	749 t	741 t	733 t	725 t
その他の紙製容器包装	335 t	332 t	328 t	325 t	321 t
ペットボトル	293 t	289 t	286 t	283 t	280 t
その他のプラスチック製容器包装	526 t	520 t	515 t	509 t	503 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者・再生業者・行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力連携を図る。

(1) 児童・生徒への教育啓発の充実

学校教育の場を活用し、ごみ処理施設、リサイクルプラザの見学会を実施し、ごみ排出量の増大、最終処分場の状況、処理経費の増加等ごみ処理の厳しい現状についての情報を提供し、資源リサイクルに関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

(3) 容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクル品の促進啓発

① チラシ等による啓発活動

自治会・町内会等を通じ、全戸にチラシ等を配布する。

② 広報紙・ホームページによる啓発活動

広報紙「いしかり」に特集枠を設け、定期的に掲載、更新を図り啓発を図る。

(4) 集団資源回収団体加入促進の強化

町内会・自治会、婦人団体、PTA、老人クラブ等の登録団体(99団体)に対し、奨励金(kg/3円)を交付しているが、未加入団体の加入促進を図る。

(5) 紙パックの拠点回収

市内11箇所の公共施設に配置し回収を推進する。

(6) リサイクルプラザでの啓発

ごみの減量とリサイクルに対する基本的な認識が得られ、再生利用の工夫などの体験ができ、リサイクル品や不要品の情報提供、また、児童・生徒などの学習の場として、市民が気楽に利用できる施設とする。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記のように定める。

また、市民の協力度、市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分												
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶												
主としてガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 10px;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 10px;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 10px;"></td> </tr> </table> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器													ガラスびん
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル												

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
主としてスチール製の容器	82t		81t		80t		79t		78t	
主としてアルミ製の容器	128t		127t		125t		124t		122t	
無色のガラス製容器	(合計) 109t		(合計) 108t		(合計) 107t		(合計) 105t		(合計) 104t	
	(引渡) 109t	(独自) 0t	(引渡) 108t	(独自) 0t	(引渡) 107t	(独自) 0t	(引渡) 105t	(独自) 0t	(引渡) 104t	(独自) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 129t		(合計) 128t		(合計) 126t		(合計) 125t		(合計) 124t	
	(引渡) 129t	(独自) 0t	(引渡) 128t	(独自) 0t	(引渡) 126t	(独自) 0t	(引渡) 125t	(独自) 0t	(引渡) 124t	(独自) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 78t		(合計) 78t		(合計) 77t		(合計) 76t		(合計) 75t	
	(引渡) 78t	(独自) 0t	(引渡) 78t	(独自) 0t	(引渡) 77t	(独自) 0t	(引渡) 76t	(独自) 0t	(引渡) 75t	(独自) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	- t		- t		- t		- t		- t	
主として段ボール製の容器	- t		- t		- t		- t		- t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t	
	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 218t		(合計) 216t		(合計) 213t		(合計) 211t		(合計) 209t	
	(引渡) 218t	(独自) 0t	(引渡) 216t	(独自) 0t	(引渡) 213t	(独自) 0t	(引渡) 211t	(独自) 0t	(引渡) 209t	(独自) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t	
	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t
(うち白色トレイ)	(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t	
	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t

※（引渡）＝指定法人ルートでの処理量、（独自）＝独自ルートでの処理量

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、「国立社会保障・人口問題研究所 将来人口推計」を勘案し、次のとおり設定した。

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
55,066人	54,481人	53,896人	53,311人	52,725人
(対前年比)	(対前年比)	(対前年比)	(対前年比)	(対前年比)
-0.85%	-1.06%	-1.07%	-1.09%	-1.10%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市では、平成4年から市で奨励している集団資源回収で、容器包装廃棄物（再利用びん・紙類）を回収しているが、今後も回収に対し奨励を図る。

また、紙パックについては、集団資源回収や店頭回収の啓発と同時に市内主要公共施設に回収ボックスを設置し実施する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
缶	アルミ缶	びん・缶・PETボトル	委託業者による指定日回収	委託業者	
	スチール缶				
びん	無色ガラス				
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
プラスチック	PETボトル				
	その他プラスチック容器				
紙	紙パック				
	段ボール				
	その他紙製容器包装				

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

びん・缶・PETボトル・その他プラスチックについては、平成12年4月から稼働したリサイクルプラザで選別・圧縮・保管をするが、紙パック・段ボール・その他紙製容器包装については、引き続き集団資源回収奨励事業や、拠点回収を実施する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ缶	びん・缶・PETボトル	透明又は半透明の袋	4t・6t パッカー車	リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管) ※一部貯蓄ヤード陳列の屋内ストックヤードに選別・圧縮した容器包装を保管
スチール缶				
無色ガラス				
茶色ガラス				
その他ガラス				
PETボトル				
その他プラスチック容器				
紙パック				
段ボール				
その他紙製容器包装				

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実行あるものにするため、次の取り組みを進める。

- (1) 容器包装廃棄物の分別排出の啓発
- (2) 集団資源回収団体の加入促進と奨励
- (3) 事業者等への簡易包装促進の啓発
- (4) 紙パックの拠点回収推進